

横浜市港湾局 個別施設計画

< Ⅱ 臨港交通施設（道路） >

令和8年3月

目次

1	対象施設	1
2	長寿命化の基本方針	1
3	計画期間	1
4	対策の優先順位の考え方	1
5	個別施設の状態.....	1
6	対策内容と実施期間	1
7	対策費用	2
8	公共施設のマネジメント3原則	3

1 対象施設

本計画の対象施設は以下のとおりです。

臨港交通施設	道路 119 路線 (延長：約 62 k m)
--------	-------------------------

2 長寿命化の基本方針

点検結果等に基づいて、港湾局または指定管理者等による「事後保全型」の維持管理を行います。

なお、緊急輸送路の車道の維持管理においては、防災対策を優先して進める必要があるため、「予防保全型」の維持管理を併せて行います。

3 計画期間

本計画の対象とする期間は以下のとおりです。

【令和 8 年度～令和 12 年度】

4 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位については、点検診断等により総合的に決定します。

判断基準

- ①通報、点検により発見された安全上応急補修を要するもの（空洞、ポットホール等）
- ②緊急輸送路の有無、施設の健全度、利用交通量

5 個別施設の状態

道路は 119 路線（延長：約 62km）あり、横浜港と周辺の幹線道路を繋いでいることから、横浜港の物流機能にとって重要な役割を担っています。

6 対策内容と実施期間

(1) 点検診断の基本方針

港湾法（第五十六条の二の二）に基づき、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」に準じて行います。

(2) 点検診断の実施内容

施設の機能を維持し信頼性・安全性を確保することを目的に、以下の区分にて点検を行います。

点検診断の概要

点検の種別	点検の目的と概要		実施頻度	点検者
日常点検	大規模な変状の発見、施設の利用上の支障となるものをパトロール等で確認する。		随時	管理者
定期点検 診断	変状の発生及び進行を効率的かつ早期に発見することを目的とし、目視や機械等を用いて変状を把握する。	目視による点検	5年に1回	専門技術者
		路面下空洞調査 路面性状調査 (緊急輸送路・車道のみ)		専門技術者
一般臨時 点検診断	地震や台風の直後などに必要に応じて行う。		発生後速やかに	管理者
詳細臨時 点検診断	上記点検において特段の変状が発見された場合に必要に応じて行う。		日常・定期点検等で必要と判断されたとき	専門技術者

(3) 補修・補強や更新等の考え方

施設の長寿命化及び横浜港の物流機能強化に向けて、「4 対策の優先順位の考え方」に基づき、効果的な補修・補強や更新等を行います。

7 対策費用

劣化や損傷の進行に応じた「事後保全型」の補修を行います。

なお、緊急輸送路については、既往の維持管理計画書により、以下の対策費用で計画的に行います。

(単位：百万円)

計画年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
緊急輸送路	355	383	355	360	358

8 公共施設のマネジメント3原則

横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョンに定めた「公共施設の適正化」を具体化するための基本原則として、「公共施設のマネジメント3原則」を定め、総合的に取り組んでいくことにより、公共施設が提供する機能・サービスの維持・向上を目指します。

(1) 保全運営の最適化

長寿命化を基本とした保全更新を着実に行うとともに、利用状況や運営・保全更新コスト等を踏まえた運営の最適化と受益者負担の適正化を推進します。

【具体的な取組】

- ・港湾施設等の計画的な点検や修繕・改良工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。
- ・市職員によるドローンを用いた空中写真撮影や測量調査等を実施し、港湾施設の効率的かつ効果的な施設の維持管理等に役立てていきます。
- ・災害発生時にはドローンにより沿岸部の施設上空あるいは海上から被災状況を把握する等、初動対応の迅速化、災害後の速やかな応急復旧につなげていきます。
- ・イベント等への参加を通じて海上清掃に関する市民向けの普及・啓発に取り組むとともに、市民団体が行う海底清掃活動の支援などを行います。
- ・LEDは長寿命化による交換コストの大幅な削減ができます。市民利用が多い港湾施設からLED化を進めます。

(2) 施設規模の効率化

人口減少下においても基本的な機能は維持しつつ、更新時における施設のスリム化やコスト縮減などを積極的に推進します。

【具体的な取組】

- ・設備更新の際、規模の適正化や効率的な機器の導入によるコスト縮減を図ります。

(3) 施設財源の創出

資産の売却等による財源創出の工夫や、国費・市債等を有効活用しながら、財政負担を軽減・平準化します。

【具体的な取組】

- ・埠頭内の歩行者動線の設定、テントの設営、案内誘導、警備等の受入経費に対する負担として、受益者であるクルーズ船運航会社から料金を徴収します。
- ・港湾メンテナンス事業補助制度、海岸メンテナンス補助制度など補助率の高い国庫補助金の導入を図ります。